

## 令和7年旭市議会第4回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和7年11月6日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明及び報告の説明

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

---

#### 出席議員（19名）

- |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 常世田 正 樹 | 2 番  | 伊 藤 春 美 |
| 3 番  | 菅 谷 道 晴 | 4 番  | 伊 場 哲 也 |
| 5 番  | 平 山 清 海 | 6 番  | 崎 山 華 英 |
| 7 番  | 永 井 孝 佳 | 8 番  | 井 田 孝   |
| 9 番  | 島 田 恒   | 11 番 | 遠 藤 保 明 |
| 12 番 | 林 晴 道   | 13 番 | 宮 内 保   |
| 14 番 | 飯 嶋 正 利 | 15 番 | 宮 澤 芳 雄 |

16番 伊藤房代  
18番 景山岩三郎  
20番 松木源太郎

17番 向後悦世  
19番 木内欽市

---

欠席議員（1名）

10番 片桐文夫

---

説明のため出席した者

市長	米本 弥一郎	副市長	柴 栄 男
教育長	向後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総務課長	向後 稔
企画政策課長	榎澤 茂	財政課長	池田 勝 紀
税務課長	多田 仁	市民生活課長	齋藤 邦 博
環境課長	大八木 利 武	保険年金課長	大網 久 子
健康づくり課長	黒柳 雅 弘	社会福祉課長	向後 利 胤
子育て支援課長	八馬 祥 子	こども家庭課長	石橋 康 司
高齢者福祉課長	椎 名 隆	商工観光課長	金杉 高 春
農水産課長	伊藤 弘 行	建設課長	齊藤 孝 一
都市整備課長	飯島 和 則	会計管理者	戸葉 正 和
消防長	常世田 昌 也	上下水道課長	向後 哲 浩
教育総務課長	飯島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興課長	林 甲 明	監査委員局長	杉本 芳 正
農業委員会事務局長	金谷 健 二		

---

事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭 和      事務局次長 菅 晃

---

開会 午前10時 0分

◎日程第1 開 会

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解いただきたいと思います。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより令和7年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎日程第2 議長報告事項

○議長（飯嶋正利） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告一覧により、ご了解いただきたいと思います。

---

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

3番、菅谷道晴議員、4番、伊場哲也議員、以上の2議員を指名いたします。

---

◎日程第4 会期の決定

○議長（飯嶋正利） 日程第4、会期の決定。

これより会期についておはかりいたします。本定例会の会期は、本日から11月27日までの

22日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11月27日までの22日間と決しました。

なお、日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第21号までの21議案と報告第1号の報告1件であります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) 配付漏れないものと認めます。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

---

#### ◎日程第5 議案上程

○議長(飯嶋正利) 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第21号までの21議案と報告第1号の報告1件を一括上程いたします。

議案第1号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第2号 令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について

議案第3号 令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第4号 旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第5号 旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第6号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第12号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第17号 財産の処分について（仁玉スポーツ広場跡地）
- 議案第18号 工事請負契約の締結について（旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事（建築））
- 議案第19号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第20号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第1号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和7年度計画の変更について

---

#### ◎日程第6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（飯嶋正利） 日程第6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和7年旭市議会第4回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案しました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出

にそれぞれ3億5,300万円を追加し、予算の総額を355億4,000万円とするものであります。

議案第2号は、令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ9,500万円を追加し、予算の総額を9億8,200万円とするものであります。

議案第3号は、令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、企業債の借入れ超過に伴い、企業債償還金として、1,420万5,000円を追加するものであります。

議案第4号は、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、令和8年4月から開始する、こども誰でも通園制度を実施する施設  
の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第5号は、旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、令和8年4月から開始する、こども誰でも通園制度の給付費の支給に係る事業者の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第6号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも一般職の職員の給与改定に合わせて所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第9号は、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公共施設の使用料について、近年の急激な物価高騰や賃金水準の上昇に伴う維持管理経費の増加を受け、受益者負担の公平性を考慮した適正な料金設定を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、保育所の統合に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号は、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも国の定める基準府令の改正に伴い、所要の改

正を行うものであります。

議案第14号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国の定める基準府令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、同組合を組織する団体の数の減少及び同組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止に伴う規約の改正について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号は、財産の処分についてでありまして、仁玉スポーツ広場跡地の売却に関し、落札者と仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号は、工事請負契約の締結についてでありまして、旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事に係る建築工事について、仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第19号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、市有物件に係る車両物損事故について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、損害賠償の額を定めることについてでありまして、上水道の漏水を原因とした市道の陥没による車両物損事故について、地方自治法第96条第1項第13号及び地方公営企業法第40条第2項並びに旭市公営企業の設置等に関する条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和8年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、玉井道子氏が適任であると考え、提案するものであります。

報告第1号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和7年度計画の変更について、報告するものであります。

次に、国の地方創生臨時交付金を活用した支援策について申し上げます。

定額減税不足額給付については、給付対象者7,381名のうち、10月末日現在、6,522名、2億238万円を給付いたしました。

また、本市独自の支援策として実施している物価高騰対策家計応援商品券の利用状況は、10月末現在、1億4,778万5,000円、利用店舗数は、213店舗となっております。商品券の使用期限は、12月末日までとなっておりますので、引き続き、広報紙やホームページなどにより利用の促進に向けて周知を図ってまいります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農水産業の振興について申し上げます。

全国豊かな海づくり大会について申し上げます。

この大会は、安全でおいしい水産食料を届けるため、水産資源の保護・管理と海や河川などの環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、漁業の振興と発展を図ることを目的として、全国各地で実施されている国民的行事の一つであります。

令和9年秋に予定されている第46回大会は、35年ぶりに千葉県で開催することが昨年11月に決定されており、10月20日に行われた千葉県実行委員会第1回総会において、式典行事を本市で、海上歓迎・放流行事を銚子市で開催することになりました。

今後は、大会推進委員会や県をはじめ関係機関と連携し、大会を周知するとともに円滑な大会運営に向けて取り組んでまいります。

農水産業分野における地域おこし協力隊については、今年度3名を募集し、そのうちの1名が間もなく市内農業者の下で農業研修を開始する予定です。2名については候補者が決定し、着任に向けた準備を進めているところです。この事業により、市外の若い人材を積極的に本市へ誘致し、農水産業の担い手増加につながるよう努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

旭市いいおかYOU・遊フェスティバル海浜花火大会は、10月4日に開催され、20周年を記念して打ち上げられたフィナーレスターマインなど約8,400発の大輪が夜空を彩り、「日本で一番近くから観られる花火大会」の迫力を存分に感じていただけたものと思っております。

冬期の観光については、本市の冬の風物詩である「飯岡灯台恋するライトアップ」を12月1日から来年2月28日まで実施するとともに、海上公民館前の広場では、商工会青年部による「スターライトファンタジー」を12月1日から12月31日まで開催する予定です。

また、市内宿泊施設に観光目的で宿泊される方に対し、1人1泊2,000円を助成する「冬の旭へ行こう！宿泊助成キャンペーン」を12月1日から来年2月28日まで実施いたします。

今後も、積極的なPRを行うとともに関係団体と連携して、観光振興による市の活性化につなげてまいります。

次に、雇用の確保について申し上げます。

旭市雇用対策協議会が主催した、企業の人手不足解消と求職者への支援を目的とした合同就職面接会&会社説明会は、10月15日に市内企業16社の出展により開催されました。

今回から、近隣の大学に対しても周知を拡大したことで、企業にとっては多様な人材の獲得に結びつく絶好の機会となり、また、求職者にとっても複数企業の説明や面接を受けることが可能となったことで、直接採用につながる効率的な就職活動の場を提供することができました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

あさひスポーツフェスティバルを10月19日に、パークゴルフあさひスポフェスカップを11月2日にそれぞれ開催し、子どもから大人まで大勢の方にスポーツを楽しんでいただきました。

パラ卓球ナショナルチーム旭合宿は、11月27日から30日までの4日間、総合体育館で実施されます。期間中は一般公開も予定されているため、パラスポーツの普及と共生社会への理解を深めてまいります。

旭市飯岡しおさいマラソン大会は、来年2月1日の開催に向けて、11月30日まで参加者を募集しているところです。大会当日は、全国から参加されるランナーに皆様の温かいご声援をお願いいたします。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

日の出保育所ととみうら保育所の統合に伴う日の出保育所の改修工事については、現在、屋根及び内装工事を実施しているところであり、令和8年4月の開所に向けて関連議案を本定例会に提案し、審議をお願いしております。

また、ゆたか保育所の解体撤去工事については、着工に向けて準備を進めているところです。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

干潟地域小学校の再編については、ひかた椿小学校の大規模改造工事の契約締結に係る関連議案を本定例会に提出し、審議をお願いしております。

海上地域小学校の再編については、学校再編代表者会議において、鶴巻小学校、滝郷小学校及び嚶鳴小学校の方向性を審議した結果、3校を統合し、統合の位置は嚶鳴小学校とし、統合の時期を令和11年4月とすることの答申を受けたところでございます。今後は、統合校の名称について、継続して審議していただく予定であります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

姉妹都市の中城村で継承され、ユネスコ無形文化遺産でもある組踊と琉球舞踊の公演が、12月7日に東総文化会館で開催されます。

この公演に合わせて、本市と中城村とのこれまでの交流などを紹介するイベントを11月1日から12月14日まで市役所、おひさまテラス、東総文化会館にて開催しています。中城村の歴史と文化の理解を深め、身近に感じる機会にさせていただきたいと考えております。

次に、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業は、10月5日に収穫祭を開催いたしました。

当日は、市内外から125名の参加があり、サツマイモの収穫体験や長部地区によるおはやしの披露、特産品が当たる抽せん会などを行うとともに、収穫したお米をお持ち帰りいただき、好評のうちに都市住民との交流を深めることができました。

本年度3回目となる「ぼるぼろ」は、「アートを通じて海を感じよう」をテーマに、11月15日に開催いたします。海や砂浜に捨てられたプラスチックごみを使ったキーホルダー作製などの体験会を通じて、海の大切さを学ぶ機会となることを期待しております。

次に、広報・広聴・情報公開の充実について申し上げます。

現在、月2回発行している広報あさひをリニューアルし、令和8年1月から月1回の発行に変更いたします。

変更後は、毎回、全ページがフルカラーとなります。必要な情報が届けられるよう、1回当たりのページ数を増やし、紙面を工夫することで、分かりやすくかつ読み応えのある広報紙を目指してまいります。

地域意見交換会については、10月20日に総合体育館で、23日にいいおかユートピアセンターで開催し、合わせて210名の参加がありました。市の財政状況や主な事業、第3期総合戦略の概要を各地区の役員や各小・中学校のPTAの皆様の説明し、まちづくりについて話し

合いました。

当日いただいたご意見やご提案につきましては、検討の上、市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、保健・医療の充実について申し上げます。

CCDプロジェクトの取組として、タンパク質と野菜の摂取、かむことを意識したお弁当、「あさピーの彩り野菜カレー」をイオンリテール株式会社と共同で開発いたしました。このお弁当は、イオンスタイル旭中央で11月末まで販売しています。

また、12月13日には、おひさまテラスにて、CCDプロジェクトのこれまでの取組を紹介するほか、観光大使の桂竹千代さんによる健康に関する落語や、市と共にプロジェクトを進めてきた千葉大学医学部附属病院、ノボノルディスクファーマ株式会社の関係者とのトークショーなどのイベントを開催いたします。

引き続き、「住んでいるだけで自然に健康になれるまち」を目指し、誰もが気軽に健康づくりに取り組むことができるよう努めてまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

旭市沖洋上風力発電事業については、再エネ海域利用法に基づき、経済産業省及び国土交通省により、10月3日に旭市沖が準備区域として整理されました。

また、国が主導となり気象などの基本的な調査を実施する調査対象区域としても選定されており、有望区域への整理を目指しつつ、早期の促進区域としての指定に向けて、関係者と協力して取り組んでまいります。

秋のゴミゼロ運動は、市内全域で一斉に9月28日に実施いたしました。

各区や自治会から、合わせて5,660人の参加があり、集められたごみの総重量は6,820キログラムでありました。

引き続き、きれいな旭をつくる会を中心として、市民の皆様のご協力をいただきながら、地域ぐるみで自然環境の保全及び美化を推進してまいります。

次に、窓口開設時間の短縮について申し上げます。

令和8年4月1日から市役所本庁、上下水道課及び各出張所の窓口開設時間を午前9時から午後4時30分までに試行的に短縮いたします。

これは、職員の働き方改革の一環として実施するもので、これまで始業前と終業後に行っていた事務処理を勤務時間内に行うことが可能となり、時間外勤務の縮減と職員のワーク・ライフ・バランスを推進することで生産性の向上を目指してまいります。

さらには、窓口業務のDXをはじめとした業務改善や政策立案などを集中して行う時間を確保することが可能となり、市民サービスの向上に寄与するものと考えております。

なお、公民館やスポーツ施設などについては変更ありません。

次に、旭市過疎地域持続的発展計画について申し上げます。

令和3年度に策定した旭市過疎地域持続的発展計画の計画期間は、今年度が最終年度であることから、現在、令和8年度からの次期計画の素案を作成しているところであります。

今後は、議会の皆様に説明させていただくとともに、パブリックコメントを行い、年度内の策定を目指してまいります。

次に、「いい旭の日」記念日制定について申し上げます。

「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭 〜健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上〜」を将来都市像に掲げ、本市を全国にPRするとともに、地域の一層の活性化を図っていくため、11月9日を「いい旭の日」とする記念日を制定いたしました。

本年の11月9日は、あさひオータムジャンボリーが開催されるほか、コミュニティバスを終日無料とする予定です。

今後は、「いい旭の日」を広く周知するとともに、民間事業者などへも働きかけ、公民連携によるまちづくりに取り組み、さらに「いい旭」となるよう努めてまいります。

最後に、タイムカプセル開封式について申し上げます。

文化の杜公園に平成13年に埋設したタイムカプセルの開封式を令和8年1月25日に開催いたします。

タイムカプセルには、当時、小・中学生だった方々の未来へのメッセージや風景写真などが埋設されており、タイムカプセルは開封後、代表の方にメッセージを朗読していただき、これらの品々は、市役所1階市民ホールにて展示する予定です。

また、タイムカプセルの石碑に「2025年に開封し、以後、四半世紀ごとに埋設、開封を実施する」と刻まれていることから、現在、25年後の自分や家族、大切な人への手紙を12月26日まで募集しているところです。

25年後の本市が、より一層輝き、発展し、「ず〜っと大好きなまち」と誰もが胸を張って心から言えるよう取り組んでまいりますので、議員の皆様、市民の皆様方には、引き続き、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは、事務担当者から説明し、また、ご質疑に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

---

### ◎日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（飯嶋正利） 日程第7、議案の補足説明及び報告の説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ3億5,300万円を追加し、予算の総額を355億4,000万円とするものです。

少し飛びまして、9ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。表の左から3列目、補正額の欄になります。

10款1項1目地方交付税2億332万円の増は、表の一番右側、説明欄の1、普通交付税を今回の補正財源として計上するものです。

14款1項1目民生費国庫負担金4,100万3,000円の増は、表の左右中ほど、1節社会福祉費国庫負担金の説明欄の1、障害者自立支援給付費等負担金2,494万2,000円と3節児童福祉費国庫負担金の説明欄の1、障害児通所給付費等負担金1,606万1,000円によるもので、それぞれ今回補正を予定しております自立支援給付事業と障害児通所支援事業に対する国の負担金となります。

2項1目総務費国庫補助金3,152万9,000円の増は、説明欄の1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によるものです。推奨事業メニュー分として追加の交付決定を受けたものであり、今回補正を予定しております就学前児童応援臨時給付金給付事業に活用する国の交

付金となります。

3項2目民生費委託金17万9,000円の増は、説明欄の1、国民年金事務費交付金によるもので、人件費の補正を予定しております国民年金事務費に対する国の委託金となります。

10ページをお願いします。

15款1項1目民生費県負担金2,050万1,000円の増は、表の左右中ほど、1節社会福祉費県負担金の説明欄の1、障害者自立支援給付費等負担金1,247万1,000円と3節児童福祉費県負担金の説明欄の1、障害児通所給付費等負担金803万円によるもので、それぞれ今回補正を予定しております自立支援給付事業と障害児通所支援事業に対する県の負担金となります。

18款2項4目地域振興基金繰入金615万円の増は、旭市20周年記念事業の財源として活用するものです。

19款1項1目繰越金4,480万8,000円の増は、説明欄の1、前年度繰越金を今回の補正財源として計上するものです。

11ページをお願いします。

20款5項5目雑入551万円の増は、説明欄の1、千葉縣市町村ロケツーリズム施策実施経費助成金100万円と説明欄の2、消防救急無線再整備事業助成金451万円によるものです。

千葉縣市町村ロケツーリズム施策実施経費助成金は、旭市20周年記念事業に活用するちばプロモーション協議会からの助成金で、消防救急無線再整備事業助成金は、千葉県が実施する消防救急無線再整備事業に係る市の負担金に対する千葉縣市町村振興協会からの助成金となります。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて歳出について説明いたします。

今回の補正では、人事院勧告等を踏まえた一般職及び会計年度任用職員の人件費の補正がございしますが、まず歳出では人件費以外の事業について説明させていただきまして、人事院勧告を踏まえた人件費の補正につきましては、後ほど給与費明細書で説明させていただきます。

それでは、12ページをお願いします。

一番下のほうになります。

表の左から3列目、補正額の欄になります。

2款1項11目諸費9,967万6,000円の増は、表の一番右側、説明欄の1、旭市20周年記念事業715万円と、次の13ページになりますが、説明欄の2、国庫支出金等返還費9,252万6,000円によるものです。

旭市20周年記念事業は、映画「五十年目の俺たちの旅」と旭市20周年のタイアップ事業の実施に係る経費を補正するものです。

国庫支出金等返還費は、過年度に収入した国・県支出金の精算に伴う返還金を補正するものです。

それでは、16ページをお願いします。

3款1項2目障害者福祉費4,988万4,000円の増は、説明欄の1、自立支援給付事業によるもので、共同生活援助給付費と生活・療養介護給付費において利用者数や1日当たりの利用金額が当初の見込みより増加したため、増額するものです。

17ページをお願いします。下のほうになります。

2項2目後期高齢者医療費、表の一番右側、説明欄の2、広域連合負担金1,555万3,000円の増は、令和6年度の療養給付費負担金の額が確定し、追加の負担金が生じたため補正するものです。

次に、18ページをお願いします。中段のほうになります。

3項1目児童福祉総務費、表の一番右側、説明欄の2、就学前児童応援臨時給付金給付事業3,345万4,000円は、追加交付決定を受けた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食費等の物価高騰の影響を受けている市内在住の小学校就学前児童を養育する世帯に対し、児童1人当たり1万3,000円の給付金を給付するための費用を補正するものです。

19ページをお願いします。やや中段のほうです。

5目障害児福祉費3,212万3,000円は、説明欄の1、障害児通所支援事業によるもので、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用人数が、当初の見込みより増加したため、増額するものです。

6目保育所費になります。次の20ページになります。

表の一番右、説明欄の2、公立保育所運営費2,882万円は、会計年度任用職員の人件費と保育所給食の賄材料費の補正になります。

その下、1節から8節までの会計年度任用職員の人件費の補正については、他の会計年度任用職員の人件費の補正と併せて、後ほど給与費明細書で説明させていただきます。

10節需用費の賄材料費923万7,000円は、保育所給食に係る食材費の値上がりに伴い、不足する賄材料費を増額するものです。

以上で、歳出の説明を終わりにして、続いて人件費について説明いたします。

ちょっと飛びまして、32ページをお願いします。

給与費明細書です。

2、一般職（1）総括の表です。上の表の「比較」の行の右側、合計欄をご覧ください。

人事院勧告等を踏まえた今回の補正で、会計年度任用職員を含む一般職の合計は1億1,384万6,000円の増となっております。

続きまして、33ページになります。

2、一般職のうち、ア、会計年度任用職員以外の職員です。上の表の比較の行の右側、合計欄をご覧ください。

今回の補正では、人事院勧告等を踏まえた給与月額の上昇や期末・勤勉手当の上昇などによる影響額と、人事異動等による増減額を見込んだ結果、会計年度任用職員以外の一般職の合計は8,704万4,000円の増となっております。

次のページをお願いします。34ページです。

続いて、2、一般職のうち、イ、会計年度任用職員です。上の表の「比較」の行の右側、合計欄をご覧ください。

今回の補正では、人事院勧告等を踏まえた給与月額や期末・勤勉手当の上昇などによる影響額により、会計年度任用職員の合計は2,680万2,000円の増となっております。

給与費明細書については以上になります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 大網久子 登壇）

○保険年金課長（大網久子） 議案第2号、令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,200万円とするものです。

2ページと3ページは、歳入歳出予算の款項の補正額であり、7ページと8ページは事項別明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、9ページ以降で説明いたします。

それでは、9ページをお願いいたします。

初めに、歳入について説明いたします。

1 款保険料の7,658万円の増は、算定に伴い保険料収入の増額が見込まれるため、現年度分特別徴収保険料に3,739万6,000円、現年度分普通徴収保険料に3,918万4,000円を追加するものです。

3 款繰越金の1,842万円の増は、前年度決算に基づく繰越額を補正財源として計上するものです。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

2 款 1 項 1 目広域連合納付金9,500万円の増は、説明欄 1、負担金補助及び交付金のうち、保険料納付金によるもので、収納した歳入の保険料を広域連合に納付するため追加するものです。

以上で、議案第 2 号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 3 号、議案第20号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 向後哲浩 登壇）

○上下水道課長（向後哲浩） 議案第 3 号、令和 7 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算、3 ページをお願いいたします。

企業債償還金ですが、令和 7 年 3 月に令和 6 年度水道事業建設改良工事費として企業債を借り入れた際に、借入れ超過が3,060万円発生したため、令和 7 年 5 月に償還をいたしました。

当初予算で見込んでいない緊急の償還により、企業債償還金が不足となりますので、1,420万5,000円の増額を行うものです。

以上で、議案第 3 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号、損害賠償の額を定めることについて、補足説明を申し上げます。

令和 7 年 6 月 5 日に、旭市三川4946番13地先において、上水道の漏水を原因とした市道陥没により、旭市在住の方が運転される車両 1 台の一部が破損する事故が発生いたしました。その損害に対する損害賠償額101万955円につきまして、議会の議決を求めるものです。

なお、損害賠償金につきましては全額が保険金により充当される予定でございます。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第4号、議案第5号、議案第11号から議案第13号までについて、子育て支援課長、登壇してください。

(子育て支援課長 八馬祥子 登壇)

○子育て支援課長(八馬祥子) それでは、議案第4号、議案第5号及び議案第11号から議案第13号について、補足説明を申し上げます。

議案第4号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

乳児等通園支援事業とは、通称「こども誰でも通園制度」と呼ばれている事業で、生後6か月から満3歳未満の子どもを対象に月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず、時間単位で保育所等を利用できる、新たな通園給付制度です。

令和8年4月からの事業実施に向け、児童福祉法の規定に基づき、実施施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、国の基準に従い新たに条例を制定するものです。

それでは、条文の内容についてご説明いたします。

議案の2ページをお願いいたします。

第1章は総則で、制定の趣旨、定義及び基準等について規定するものです。

3ページ、第6条は、乳児等通園支援事業者に係る一般原則について規定するものです。

第7条及び4ページの第8条は、非常災害への対策及び安全計画の策定等について規定するものです。

第10条は、乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件について規定するものです。

5ページ、第14条は、利用乳幼児に対する虐待等の禁止について規定するものです。

第15条及び6ページの第16条は、衛生管理、食事の提供等について規定するものです。

第17条及び第18条は、乳児等通園支援事業所の内部規程や帳簿等について規定するものです。

7ページをお願いします。

第2章は、本事業の設備や人員配置等について規定するものです。

第21条は、事業の区分について規定するものです。余裕活用型は、利用定員に満たない場合に定員の範囲内で受入れを行う事業となり、それ以外は一般型となります。

第22条から11ページの第26条までは、事業区分ごとの設備の基準及び職員の配置基準等について規定するものです。

本条例は、令和8年4月1日から施行となります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

続きまして、議案第5号、旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

令和8年4月から開始する「こども誰でも通園制度」の給付対象として、市が確認した事業者の運営に関する基準を定めるため、国の基準に従い、新たに条例を制定するものです。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

議案の2ページをお願いいたします。

第1章は総則で、制定の趣旨、定義及び一般原則について規定するものです。

3ページをお願いします。

第2章は、本事業の運営に関する基準を規定するものです。第4条は利用定員に関する基準について規定するものです。第5条は面談について規定するもので、子どもとその保護者の心身の状況や養育環境を把握するために実施することとするものです。

5ページをお願いします。

第11条は、特定教育・保育施設等との連携について規定するものです。第13条は支払いについて規定するもので、保護者が事業を利用した際に要した費用の支払いについて定めるものです。

8ページ、第20条は運営規程について規定するもので、事業の目的や運営方針、支援の内容等、運営についての重要事項に関する規程を定めることとするものです。

第21条は、勤務体制の確保等について規定するものです。

9ページ、第25条は虐待等の禁止について規定するものです。

11ページ、第31条は事故発生の防止及び発生時の対応について規定するものです。

本条例は、令和8年4月1日から施行となります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

市が進める公立保育所の再編により、旭市立日の出保育所と旭市立とみうら保育所を統合する保育所を日の出保育所といたしました。現在、日の出保育所を改修工事中であり、令和8年4月に供用開始する予定です。

統合により、とみうら保育所が廃止となることから旭市立保育所条例について所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表により説明させていただきます。

21ページをご覧ください。

第2条別表中、旭市立とみうら保育所の項を削るものです。

施行日は令和8年4月1日からとなります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

児童福祉法の一部改正により、保育所等の職員による虐待通報義務が創設され、国の定める基準府令が改正となったことから、所要の改正を行うものです。本条例改正の対象となる事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、市の認可を受けた事業者は、現在、旭市にはありません。主な改正内容は、虐待等の禁止に係る規定について、引用条文の条ずれを改めるものです。

改正内容について説明いたします。

新旧対照表の22ページをお願いします。

第12条、虐待等の禁止に係る規定で通報対象施設が追加されたことから、引用条文の条ずれを改め、同法において、虐待に当たるとされる行為について規定するものです。その他、引用条文、字句等の整理を行っております。

本条例は、公布の日から施行となります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第13号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

児童福祉法等の一部改正により、保育所等の職員による虐待通報義務が創設され、国の定める基準府令が改正となったことから所要の改正を行うものです。本条例改正の対象となる施設は、旭市では保育所と認定こども園となります。主な改正内容は、虐待等の禁止に係る規定について引用条文の条ずれを改めるものです。

改正内容について説明いたします。

新旧対照表の23ページをお願いします。

第25条は、虐待等の禁止に係る規定で、通報対象施設が追加されたことから、引用条文の条ずれを改め、同法において虐待に当たるとされる行為について規定するとともに、現行の

法令等に適合するよう認定こども園を対象として追加するものです。その他、引用条文、字句等の整理を行っております。

本条例は、公布の日から施行となります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第6号から議案第9号までと議案第16号について、総務課長登壇してください。

（総務課長 向後 稔 登壇）

○総務課長（向後 稔） 議案第6号から議案第9号までは、令和7年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく期末・勤勉手当の支給率及び給料表の改定が主なものでありまして、関連しておりますので一括して補足説明いたします。

まず、議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第6号をご覧ください。

改正条例の第1条は、現行条例第5条における期末手当の支給率を改定するもので、令和7年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の230から100分の235に改め、100分の5引き上げるものです。これにより、年間支給率は100分の460から100分の465となります。

改正条例の第2条は、ただいまの第1条と同じく期末手当の改定でありまして、令和8年度以降の支給率について6月期と12月期をそれぞれ100分の232.5に改めることで、引上げ分の100分の5を平準化するものです。

次に附則ですが、改正条例第1条は、令和7年12月1日に施行し、令和8年度以降の支給分を定めた第2条は、令和8年4月1日から施行するものです。

次に、議案第7号をご覧ください。

議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ただいまの議案第6号と同様に期末手当の支給率を改定するもので、第1条で12月期の支給率を100分の230から100分の235に改めることで、100分の5引き上げ、第2条で、令和8年度以降の6月期と12月期の支給率をそれぞれ100分の232.5とし、平準化をするものです。

なお、施行期日についても議案第6号と同様に、改正条例第1条は令和7年12月1日から、第2条は令和8年4月1日からとするものです。

続きまして、議案第8号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは、新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の6ページをご覧ください。

本議案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、期末・勤勉手当の支給率及び給料表等を改定するものです。まず、新旧対照表6ページの表題の括弧書きで第1条による改正関係とありますが、こちらは令和7年度から施行するものとなります。

現行条例第23条の改正は宿日直手当でありまして、勤務1回につき支払う額を4,400円から4,700円に改め、300円引き上げるものです。

第24条第2項は、常勤職員における令和7年12月期の期末手当の支給率について、現行の100分の125から100分の127.5に改め、100分の2.5引き上げるものです。

第3項は、再任用職員における令和7年12月期の期末手当の支給率について、現行の100分の70から100分の72.5に改め、100分の2.5引き上げるものです。

続いて、第27条第2項第1号中、常勤職員における令和7年12月期の勤勉手当の支給率について、現行の100分の105から100分の107.5に改め、100分の2.5引き上げるものです。

同項第2号は、再任用職員における令和7年12月期の勤勉手当の支給率について、現行の100分の50から100分の52.5に改め、100分の2.5引き上げるものです。

これにより、常勤職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給率は、100分の460から100分の465となり、再任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給率は、100分の240から100分の245となります。

その下、別表第1の給料表につきましては、千葉県と同様に改定するもので、民間給与との較差を埋めるため、全職層における給料月額の上上げを行うものです。

10ページの中ほどまでが給料表の改定となりまして、10ページの中ほどから下、別表第2の普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表につきましては、民間の支給状況等を踏ま

え、片道の使用距離の区分に応じて引上げを行うものです。

次に、12ページをお願いします。

表題の括弧書きに、第2条による改正関係とありますが、一般職の給与条例について、令和8年度から施行するものとなります。改正内容は、令和8年度以降の期末・勤勉手当について常勤職員及び再任用職員ともに引上げ分の100分の5について、6月期と12月期の支給率を平準化するものです。

続いて、13ページ、14ページの改正条例の第3条及び第4条関係は、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でありまして、期末手当と勤勉手当の支給率について常勤職員と同様に、それぞれ100分の2.5引き上げるものです。

なお、施行期日については、改正条例第1条及び第3条中、期末・勤勉手当の支給率については、令和7年12月1日から施行し、宿日直手当、給料表、通勤手当の月額表は、令和7年4月1日から適用するものです。令和8年度以降を規定する改正条例第2条及び第4条については、令和8年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第9号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

新旧対照表の15ページをお願いいたします。

こちらは、一般職の常勤職員との均衡を図る観点から、会計年度任用職員の給料表の改定を行うものです。

別表第1の給料表につきましては、給与改定後の常勤職員相当額に引上げを行うもので、施行期日は公布の日とし、令和7年4月1日から適用するものです。

なお、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給率についても、一般職と同様に現行の100分の460から100分の465に引き上げられますが、会計年度任用職員における期末・勤勉手当の支給については、一般職の条例を準用しておりますので、本条例における改正はありません。

以上で、議案第6号から議案第9号までの4議案の補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

この協議は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が令和8年3月31日に解散することによる同組合を組

織する団体数が減少すること及び同組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止することに伴う規約の改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、新旧対照表の27ページをご覧ください。

今回の改正は、今申し上げた三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団について、別表第1の組合を組織する団体及び別表第2の各事務を共同処理する団体から、ともに削除するものです。

なお、別表第2の共同処理する事務のうち、第1号は常勤職員に対する退職手当の支給、第3号は議会の議員等の公務災害補償等に関する事務についてであります。

また、同組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務について、共同処理団体からの実施希望がなくなったことにより廃止されるため、当該事務を規定する別表第2中の第3条第1項第14号に掲げる事務の項を削るものです。

なお、附則においては、本規約の施行期日を令和8年4月1日とするものです。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第10号、議案第17号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 椎名 実 登壇）

○行政改革推進課長（椎名 実） 議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

使用料見直しの対象となる施設が複数ございますので、説明が少し長くなりますのでご了承願います。

改正の経緯ですが、令和3年度に使用料の見直しを行って以来、約5年が経過していることから使用料・手数料の適正化に係る基本方針を定め、この方針に基づき改めて施設の維持管理費等を検証いたしました。

その結果、近年の急激な物価高騰等の影響を受け、前回の見直し時と比較して年間約5,000万円維持管理経費が増加しており、受益者負担の公平性を考慮した適正な料金設定を行うため条例改正を行うものであります。

改正の内容に入ります前に、資料等に記載はございませんが使用料・手数料の適正化に係る基本方針、この概要についてご説明をいたします。

基本方針においては、原則全ての使用料・手数料を適正化の対象としていますが、今回の

改正は、条例に掲げる公共施設の使用料を対象としております。なお、指定管理者制度による管理を導入している施設につきましては、原則として次回の指定管理者の選定期間に収支状況も踏まえて見直すこととしております。

次に、使用料の算定ですが施設の維持管理の原価を反映させていくために直近3か年の平均を割り出し、そのうち一定割合を利用者の負担とすること、これを基本としております。

次に維持管理原価、この計算方法ですが、貸切り利用施設の場合は、1平方メートル当たりの管理運営経費に利用面積を乗じたものとしております。不特定多数利用施設の場合は、利用者1人当たりの管理運営経費を原価ということにしております。

次に、利用者の負担割合ですが、公共施設ですので市が負担する部分は当然多くあるべきという考えから、公共性の高いものについては利用者の負担率を下げる、50%程度、場合によってはそれ以下に抑える。また、公共性の低いもの、民間がやっているもの、そういったものにつきましては100%の負担という考えも取り入れてございます。

最後に、具体的な見直しの額ですが、まず受益者負担の原則に基づき、基準使用料というものを算出しました。それと現行使用料とを比較して、一定の乖離幅のあるものを対象とし、上限を現行料金の2倍を目安といたしました。また、類似施設、近隣団体との比較、これらを考慮し使用料の改定をするものであります。

それでは、新旧対照表でご説明をいたします。

改正となる施設使用料について、多岐にわたりますが順次ご説明をいたします。タブレット、18ページをお願いいたします。

あさひ健康福祉センター、飯岡福祉センター、旭市健康増進センター、この使用料についてです。

まずは、維持管理費から算出した基準使用料、これにより類似する施設という観点から料金の調整を図り、ほとんどの区分で現行料金のおおむね1.5倍で料金を設定するものであります。

例えば、あさひ健康福祉センターはトレーニングルームと風呂の機能を有しておりますが、一般は1回当たり600円、1か月当たり6,000円に改正するもの。飯岡福祉センターは風呂のみの機能となりますが、1回当たり300円、1か月当たり3,000円ということで、次の旭市健康増進センターも含め、利用可能な機能に応じて金額に差を設けておりますのは、これまでと同様となっております。

なお、あさひ健康福祉センターの1か月当たりの使用料の適用については、飯岡福祉セン

ターと合わせ、市民に限る旨、備考に加えております。

続きまして、ページ中段の火葬施設です。

こちらについては、市民負担を極力抑えつつ、近隣団体との比較によりそれぞれの区分で市民は1,000円、市民以外は5,000円の増額をするものでございます。

次に、ページ下段の旭市農産物処理加工センターです。こちらについても類似する施設ということで、加工センターの維持管理費から算出した基準使用料、これと現行の使用料に大幅な乖離がありますので現行料金のおおむね2倍で料金を設定するもので、市民は100円、市民以外は200円の引上げとしております。

続きまして、19ページをお願いします。

旭市長熊釣堀センターです。新たに市民、市民以外の区分を設け、市民は現行と同額とし、市民以外の大人は1,300円、小学生は650円で料金を設定するものであります。

次に、その下、旭市営海浜プールです。維持管理費の高騰を踏まえ、それぞれの区分で100円の引上げとしております。また市民以外の者が利用する場合は、規定使用料に100分の50を乗じて得た額を加算することとしておりますが、この加算措置を適用しない旨を明確にするため、備考を追加をするものであります。

2段下のあさひパークゴルフ場です。算出しました基準使用料と現行使用料の乖離がありますので、現行料金のおおむね1.4倍で料金を設定するもので、65歳未満の区分で申し上げますと、1回当たり500円を700円に、1日当たり1,000円を1,400円に、1か月当たり5,000円を7,000円に改正するものであります。

続いて、2段下の旭市公民館、旭市民会館、いいおかユートピアセンターです。算出しました基準使用料と現行使用料の乖離が大きく生じている状況ではありませんが、他団体の同種の施設使用料も踏まえ、それぞれ研修室等については100円の引上げ、ホールについては面積に応じて200円から800円の引上げとしております。

20ページをお願いいたします。

旭市コミュニティ施設です。コミュニティセンター及びふれあいセンターのみそ等の製造部分について、先ほどの農産物処理加工センターと同様に現行のおおむね2倍とするものです。

次に3段下、大原幽学記念館です。他団体の同種の施設使用料も踏まえ、使用料は現行のまま据え置き、先ほどの旭市営海浜プールと同様に、市民以外の利用者の加算措置を適用しない旨を明確にするため、備考を追加するものでございます。

最後に、附則の説明となります。

議案第10号の11ページをご覧ください。

この条例の施行期日についてですが、一定の周知期間を考慮し、令和8年4月1日から施行するものとします。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号、財産の処分について、補足説明を申し上げます。

議案の2ページをご覧ください。

今回、処分する財産は、仁玉スポーツ広場跡地の土地で、所在は旭市仁玉字茅刈場2098番1ほか3筆でございます。面積は合計6,944平方メートル。処分の方法は官公庁オークションを利用した一般競争入札による売却でございます。

売却金額は3,100万円。売却の相手方は千葉県市川市市川南3丁目14番37号、株式会社電洋社、代表取締役浮谷直之です。

続きまして、入札の経過について申し上げます。

3ページをご覧ください。

入札の執行は9月2日、入札は1者でありました。開札の結果、入札金額が予定価格を上回りかつ最高価格となりましたので、落札となりました。なお、予定価格は2,944万円、仮契約日は9月8日でございます。

次に、対象地の位置についてですが、下段の地図にあるとおり京友会病院の北西側となります。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 行政改革推進課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、消防長、登壇してください。

（消防長 常世田昌也 登壇）

○消防長（常世田昌也） 議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

改正の趣旨としましては、本年2月26日に岩手県大船渡市で発生しました林野火災を受けて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえて、改正するものでございます。

では、主な改正内容を新旧対照表にて説明いたします。タブレットの新旧対照表、25ページをご覧ください。

まず、目次に林野火災の予防を新たに追加しております。

続きまして、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について、第29条につきましては、当該警報は消防法第22条第3項に規定するものであること。また第7号につきましては、住環境の変化に対応する観点から所要の改正を行うものであります。

続きまして、林野火災に関する注意報について、第29条の8第1項につきましては、注意報の発令に関すること。また第2項につきましては、注意報発令中における火の使用に関すること。さらに第3項につきましては、火の使用の制限の努力義務が課される対象区域を指定できる規定を新たに追加するものであります。

続きまして、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について、第29条の9につきましては、火の使用の制限の対象区域を指定できる規定を新たに追加するものであります。

続きまして、屋外催しに係る防火管理について、第42条の3につきましては、後述する関連条項との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について、第45条第1項につきましては、たき火が届出対象であることを明確にする観点から、所要の改正を行うものであります。

また、第2項につきましては届出の対象となる行為について、期間及び区域を指定することができる規定を新たに追加するものでございます。

施行日につきましては、令和8年1月1日からとなります。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第18号について、教育総務課長登壇してください。

（教育総務課長 飯島正寛 登壇）

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、議案第15号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、市が条例で施設等の運営基準を定める際に従うべき基準として国が定める基準府令が改正されたことから、本条例について同様に改正を行うものです。対象となる事業は、放課後児童健全育成事業で、本市の対象は各小学校で開設している放課後児童クラブになります。

主な改正内容は、虐待等の禁止に係る規定について引用条文の条ずれを改めるため、所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容について、新旧対照表の26ページをご覧ください。

第12条、虐待等の禁止に係る規定で、児童福祉法の一部改正において保育所等の職員による虐待通報義務が創設され、通報対象施設が追加されたことから引用条文の条ずれを改め、同法において虐待に当たるとされる行為についてを規定するものです。

なお、本条例は公布の日から施行となります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

続いて、議案第18号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

契約の名称は、旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事（建築）です。契約の方法は、随意契約により執行いたしました。

それでは、これまでの経過を申し上げます。

まず初めに、総合評価方式にて令和7年7月14日に入札の公告を行い、7月25日まで入札参加資格申請及び技術資料の受付を行ったところ、3者から申請及び技術資料の提出がありました。

申請内容を確認し、3者とも資格要件を満たしておりましたので、この3者による入札書の受付を8月6日から14日まで行い、8月18日に開札をしましたが、予定価格に達せず不調となりました。

次に、事後審査方式にて令和7年9月8日に入札の公告を行い、入札書の受付を9月18日から22日まで行ったところ、これに対しまして2者より入札があり、9月24日に開札をいたしました。不調となりました。

3ページをお願いいたします。

2度の入札により不調となりましたので、見積り合わせによる随意契約により、8者へ見積りを依頼いたしました。これに対し、4者より見積書の提出があり、10月21日に開封した結果、予定価格に達し決定に至りまして、千葉県旭市後草2024番地の1、島田建設株式会社海上支店、支店長山本英文と仮契約を締結いたしました。

契約金額は、5億3,328万円であります。なお、予定価格は5億6,265万円、請負率は94.78%でありました。仮契約の締結日は10月24日、工事の期限は令和8年11月30日であります。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長の補足説明は終わりました。

議案第19号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 金杉高春 登壇）

○商工観光課長（金杉高春） 議案第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、補足説明を申し上げます。

去る8月2日午前3時30分頃、県道飯岡一宮線下永井地先のいいおかみなと公園入り口丁字路において、台風9号の暴風雨により観光街路灯の灯具が落下し、走行していた市川市在住の方が運転する乗用車を破損させた損害に対し、相手方との交渉の結果、和解及びこれに要する損害賠償額131万9,713円を支払うべく、議会の議決を求めるものです。なお、損害賠償につきましては、全額が保険金より支払われますことをご報告いたします。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第21号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 齋藤邦博 登壇）

○市民生活課長（齋藤邦博） 議案第21号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち1名が令和8年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第21号で推薦したい方は、旭市米込にお住まいの玉井道子氏、昭和33年生まれの方です。玉井道子氏は、長年にわたり小学校の教員として子どもたちの教育に当たられ、いじめ問題など子どもの人権問題について豊富な知識と経験をお持ちであり、清廉潔白な人柄で責任感が大変強く、委員として適任の方ですので新たに推薦するものです。

また、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。なお、委員の任期は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号について、企画政策課長、登壇してください。

(企画政策課長 榎澤 茂 登壇)

○企画政策課長(榎澤 茂) 報告第1号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和7年度計画の変更について、説明申し上げます。

本報告は、令和7年第3回定例会において議決をいただきました第3期中期計画の変更認可に伴い、同法人から令和7年度計画について計画変更の届出があったため報告するものです。

それでは、タブレット右下のページでご説明いたします。11ページをお願いいたします。

第4、予算、収支計画及び資金計画について、1の予算と3の資金計画に第3期中期計画の変更を加えております。

14ページをお願いいたします。

別紙1の、1予算です。単位は100万円となります。

中段にございます資本収入のうち長期借入金について、第3期中期計画の変更に基づき起債額を増加させ、変更前は24億2,000万円であったものを、47億7,000万円とし、23億5,000万円増額するものです。したがって、上から2行目、収入合計については、変更前464億8,000万円が、488億3,000万円となります。

支出につきましては、令和7年度における元利償還金の増加額が100万円に満たないため、計画値の変更はございません。

16ページをお願いいたします。

別紙3、資金計画です。中段の財務活動による収入のうち長期借入による収入、起債額について、こちらも同様に第3期中期計画の変更のとおり、変更前は24億2,000万円であったものを47億7,000万円とし、23億5,000万円増額するものです。

この変更により、2行目の資金収入及び中段にあります資金支出は、601億3,100万円となり、一番下の行、翌事業年度への繰越金、令和7年度末の資金残高が変更前の80億6,200万円から、変更後104億1,200万円となるものです。

少し戻っていただきまして、13ページをお願いいたします。

第10、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項、1、施設及び設備に関する計画です。こちらについても同様に、変更前の予定額が24億2,000万円であったものを47億7,000万円とし、23億5,000万円増額するものです。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

---

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は11月12日、定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時52分